

令和 3 年度
市川市リハビリテーション協議会
定時総会

議案書

日 時 令和 3 年 5 月 29 日（土） 14：00～14：50

会 場 Zoom オンラインにて

運 営 市川市リハビリテーション協議会 役員

令和３年度 市川市リハビリテーション協議会 総会

令和３年 ５月２９日（土）
１４時００分～１４時５０分
オンライン開催

次 第

１ 開会のことば

２ 会長あいさつ

３ 来賓紹介

４ 来賓あいさつ

５ 顧問あいさつ

６ 議長・書記選出

７ 議事録署名人選出

８ 議 題

（１）議案第１号 令和２年度 事業報告

（２）議案第２号 令和２年度 決算及び監査報告

（３）議案第３号 会則の変更（案）

（４）議案第４号 令和３年度 事業計画（案）

（５）議案第５号 令和３年度 予算（案）

（６）議案第６号 理事及び監事選出

９ その他（事務連絡含む）

１０ 閉会のことば

市川市リハビリテーション協議会 会長 横山 誠治

この度はお忙しい中、市川市リハビリテーション協議会総会議案書を見て頂き、ありがとうございます。

皆様も感染対策に追われながら、日々、業務に邁進していると思われます。市川市リハビリテーション協議会は、現在、市川市や多くの団体から現在も期待されており、令和3年度より新たな取り組みや協力要請も行われます。そのため、令和3年度より、以下の2つを、感染等に注意しながら、各々無理のない範囲で楽しく実施していきたいと思っています。

①市川市や他団体と一緒に行う取組の推進

- ・他団体を巻き込んだ新たな住民主体の通いの場への派遣、介護サービス事業者派遣事業など
- ・地域ケア個別・推進会議、在宅医療・介護連携会議、研修会などへの参加派遣
- ・市川市リハ協議会会員や多くの団体を巻き込んだ就労支援フォーラムの開催（超短時間型雇用含む）

②市川市リハビリテーション協議会会員への貢献と増加に向けた取組み

- ・ホームページや公式 LINE の作成と改定（活動紹介、会費納入・参加受付の簡易化含む）
- ・上記に合わせ、当協議会会員の方とのスムーズな連携・情報伝達手段の確保
- ・当協議会会員や他職種に向けたオンライン研修会の企画・運営

最後に、今回、これらの資料を作成するにあたり、体調不良の私に代わり、さまざまな方のご協力を頂き、大変感謝しております。そして、会員の皆様にもできる範囲でご協力して頂けると大変ありがたいです。

今後とも連絡やお願い、情報伝達していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年度事業報告

項 目	年 月 日	事 業 内 容
総会	令和2年6月23日から 令和2年9月17日まで (書面決議)	①議案第1号 令和2年度 事業報告 ②議案第2号 令和2年度 決算書及び監査報告 ③議案第3号 令和2年度 会則変更 ④議案第4号 令和3年度 事業計画(案) ⑤議案第5号 令和3年度 予算(案) ⑥議案第6号 令和3年度 理事名簿
理事会 (オンラインにて)	令和2年4月24日(水)	○総会に関する検討 ○地域ケア会議の担当施設の検討 ○OHPについての検討
	令和2年6月23日(火)	○総会に関する検討 ○住民主体、介護サービス事業所への派遣事業の検討 ○地域個別ケア会議の派遣者検討
	令和2年9月17日(月)	○令和2年度総会についての報告 ○令和2年度の研修会についての検討 ○協議会HP、ニュースについての検討
	令和2年10月19日(火)	○市川市介護支援専門員・リハビリ専門職 合同研修会の検討 ○今年度の派遣事業について ○今年度の研修会についての検討
	令和3年1月7日(木)	○市川市介護支援専門員・リハビリ専門職 合同研修会報告 ○令和3年度 地域リハビリテーション活動支援事業について ○令和3年度 総会について
	令和3年3月15日(火)	○令和3年度研修会等企画の検討 ○令和3年度 役割分担の検討 ○令和3年度 年会費・新規理事の検討
研修会	令和2年12月26日(土)	○市川市リハビリテーション協議会 研修会 「身体的フレイルについて、フレイル予防」 講師:鵜飼 知哉氏 (総合リハビリ訪問看護ステーション 理学療法士) 「どうする?病院におけるCOVID-19のリハビリテーション」 講師:堂前 伸氏 (東京歯科大学市川総合病院 主任理学療法士) オンライン開催 <u>参加者: 8名</u>
	令和3年2月22日(月)	○市川市介護支援専門員・リハビリ専門職合同研修会 「オンラインの使い方～Zoomの場合～」 「コロナ時代の精神・心理・社会的フレイル予防」 講師:横山 誠治氏 (ハートケア市川 作業療法士) 「身体的フレイル・オーラルフレイルの予防」 講師:鵜飼 知哉氏 (総合リハビリ訪問看護ステーション 理学療法士) 竹橋 大樹氏 (大野中央病院 言語聴覚士) オンライン開催 <u>参加者:68名(リハビリ職9名・介護支援専門員48名・その他11名)</u>

項 目	年 月 日	事 業 内 容
関係機関への派遣	地域ケア会議 への派遣	○介護福祉課からの依頼 ・東部 令和2年7月 PT:1名 OT:1名 ST:1名 ・北部 令和2年9月 PT:1名 OT:1名 ST:1名 ・南部 令和2年11月 PT:1名 OT:1名 ST:1名 ・西部 令和3年1月 PT:1名 OT:1名 ST:1名
	住民主体の通いの場 への派遣	○地域支えあい課からの依頼 派遣: 同日2回 参加者:29名 講師:1名 (PT:名 OT:1名 ST:名) ・認知症予防 2回 参加者: 29名 ※他は感染対応により、派遣中止となる。
その他の活動	令和2年10月15日(木)	○市川市介護支援専門員・リハビリ専門職 合同研修会の検討 (市川市 介護福祉課との検討会)
	令和2年度	○市川市高齢者サポートセンターへの研修派遣

令和2年度 決算及び監査報告

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
1. 事業活動収入			
1 会員会費収入	0	0	
① 正会員会費収入	0	0	今年度は会費徴収なしのため
② 賛助会員会費収入	0	0	
2 事業収入	20,000	0	研修会参加費の徴収なし
研修会参加費収入	20,000	0	
3 雑入	0	2	ゆうちょ銀行受取利子として
4 繰越金	254,051	254,051	
事業活動収入計	274,051	254,053	
2. 事業活動支出			
1 事業費	13,000	0	
① 総会運営費	3,000	0	書面決議による開催のためなし
② 報償費	10,000	0	顧問料の辞退の申し出があったためなし
2 管理費	9,000	1,360	
① 消耗品費	2,000	0	
② 通信運搬費	3,000	1,360	切手代・郵送代
③ 印刷費	4,000	0	
3 部局費	115,000	89,969	
① 広報部	80,000	79,969	HP制作費、ドメイン登録費 サーバー維持費(12~3月)
② 派遣事業部	15,000	0	切手代・印刷・郵送
③ 研修部	20,000	10,000	講師謝礼(リハ職2名分)
4 予備費	137,051	0	
事業活動支出計	274,051	91,329	
(収入) (支出) (次年度繰越金)			
次年度 繰越金	¥ 254,053	- 91,329	= 162,724

会計諸帳簿並びに証票書類、預金通帳を照合した結果、正確に処理していたことを認めます。

令和3年4月21日

監事

木村 洋介



監事

塔野 亮二



議案第3号 会則の変更（案）

本協議会としては、下記のとおり本会則の変更をしたいので、市川市リハビリテーション協議会

会則第20条の規定により、総会の同意を求めます。

記

改正後（新）	改正前（旧）
第2章（会員） （退会） 第10条 正会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。 この場合、第3号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を<u>本会事務局</u>に提出しなければならない。 (1) 第6条第1号の要件を満たさなくなったとき。 (2) 本人が退会を申し出たとき。 (3) 本人が死亡したとき。 2 賛助会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第2号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。 (1) 本人又は団体が退会を申し出たとき。 (2) 本人が死亡したとき。	第2章（会員） （退会） 第10条 正会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第3号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。 (1) 第6条第1号の要件を満たさなくなったとき。 (2) 本人が退会を申し出たとき。 (3) 本人が死亡したとき。 2 賛助会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第2号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。 (1) 本人又は団体が退会を申し出たとき。 (2) 本人が死亡したとき。
第2章（会員） （除名） 第11条 会長は、本会の名誉を著しく傷つけ、又は、正当な理由なく会費を1年以上納入しないなど、本会則の規定を履行しない、若しくは、倫理に反する重大な行為があった会員を、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。 <u>（休会）</u> <u>第12条 休会を希望するものは、あらかじめ休会したい旨を会長に申し出て、所定の休会届に記入し、本会事務局に提出しなければならない。休会期間中の年会費は免除され、会員としての権利を行使できない。なお当該年度の年会費の納入をもって復会とする。</u>	第2章（会員） （除名） 第11条 会長は、本会の名誉を著しく傷つけ、又は、正当な理由なく会費を1年以上納入しないなど、本会則の規定を履行しない、若しくは、倫理に反する重大な行為があった会員を、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 総会（召集及び開催） 第20条 総会は、定時総会と臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。 2 定時総会は、毎年1回開催する。 <u>3 定時総会の方法（対面、オンライン、書面など）は、情勢に応じて理事会で決定する。</u> 4 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。	第6章 総会（召集及び開催） 第20条 総会は、定時総会と臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。 2 定時総会は、毎年1回開催する。 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。
---	---

令和3年度事業計画(案)

項 目	年 月 日	事 業 内 容
総会	5月29日(土)	① 議長・書記選出
		② 議事録署名人選出
		③ 議案第1号 令和2年度 事業報告
		④ 議案第2号 令和2年度 決算及び監査報告
		⑤ 議案第3号 会則の変更(案)
		⑥ 議案第4号 令和3年度 事業計画(案)
		⑦ 議案第5号 令和3年度 予算(案)
		⑧ 議案第6号 理事及び監事選出
理事会	4月	○ 協議会の運営について ○ 関係機関への派遣について ○ 研修会の企画及び実施後の評価 ○ 令和3年度の総会の日程・事業計画案・予算案等
	7月	
	9月	
	12月	
	3月	
研修会	年 2~4回	○ リハビリ専門職対象の研修会(介護予防・リスク管理・医療介護連携等)
		○ 多職種対象の研修会(ケアマネジャー等)
		○ 多職種・多団体を交えたフォーラム
		○ その他
関係機関への派遣	必要に応じて 随時	○ 地域ケア会議への派遣 (介護福祉課)
		○ 住民主体の通いの場への派遣 (地域支えあい課)
		○ 介護サービス事業所への派遣 (地域支えあい課)
		○ 高齢者サポートセンター委託事業への派遣
		○ その他

令和3年度予算(案)

(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
1. 事業活動収入		
1 会員会費収入	160,000	
① 正会員会費収入	160,000	2,000円(会員)×80名見込み
② 賛助会員会費収入	0	
2 事業収入	60,000	
研修会参加費収入	20,000	500円(非会員)×40名見込み
フォーラム参加費収入	40,000	1,000円(非会員)×40名見込み
3 雑入	0	
4 繰越金	162,724	
事業活動収入計	382,724	
2. 事業活動支出		
1 事業費	50,000	
① 総会運営費	10,000	郵送・返送代等
② 報償費	10,000	顧問料(年1回)
③ フォーラム費	30,000	謝礼金・会場費・チラシ代など
2 管理費	30,000	
① 消耗品費	10,000	コピー紙代、ラベル代等
② 通信運搬費	10,000	切手代等
③ 印刷費	10,000	印刷・郵送
3 部局費	120,000	
① 広報部	30,000	ドメイン料、HP維持費、印刷代等
② 派遣事業部	20,000	印刷・郵送
③ 研修部	70,000	講師謝礼金、会場費等
4 予備費	182,724	
事業活動支出計	382,724	

市川市リハビリテーション協議会 役員候補名簿(令和3年～4年)

No.	所 属	氏 名	職 種	前 役 職
1	介護老人保健施設 ハートケア市川	横山 誠治	作業療法士	会長
2	らいおんハート整形外科リハビリクリニック	山崎 勇太	言語聴覚士	副会長
3	東京歯科大学市川総合病院	堂前 伸	理学療法士	副会長
4	特別養護老人ホーム ナーシングホーム市川	山田 泰弘	作業療法士	事務局長 会計
5	株式会社ユアストーリー	國友 英治	理学療法士	理事
6	総合リハビリ訪問看護ステーション	鵜飼 知哉	理学療法士	理事
7	国際医療福祉大学市川病院	善田 督史	理学療法士	理事
8	国際医療福祉大学市川病院 デイケアセンター	鈴木 康也	作業療法士	理事
9	国立国際医療研究センター国府台病院	川越 大輔	作業療法士	理事
10	さかいリハ訪問看護ステーション西船橋	岩永 映里	作業療法士	理事
11	らいおんハート整形外科リハビリクリニック	日下 智子	言語聴覚士	理事
12	大野中央病院	竹橋 大樹	言語聴覚士	理事
13	デイサーピステイクオフ	木村 洋介	作業療法士	監事
14	総合リハビリ訪問看護ステーション	塔野 亮二	理学療法士	監事
15	面野医院	長澤 康彦	理学療法士	なし
16	東京歯科大学市川総合病院	宮本 奈央	理学療法士	なし
17				

理事13名・監事2名

PT:8名

OT:6名

ST:3名

市川市リハビリテーション協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、市川市リハビリテーション協議会（以下「本会」という。）と称する。

（所在地）

第2条 本会を会長の所属する施設の所在地に置く。

（事務局）

第3条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、会長が指定する施設とする。

3 事務局の構成、任務、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

（目的）

第4条 本会は、市川市のリハビリテーション専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等の情報交換、連絡及び協議をしながら連携体制を構築していくことで、市川市内のリハビリテーション活動の円滑な推進と発展を図り、市川市民の健康と福祉の充実に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

（1）市川市内のリハビリテーションの推進と発展を図るための情報交換及び協議に関すること。

（2）市川市民の健康と福祉の向上のための地域支援事業等に関すること。

（3）市川市内のリハビリテーションの普及啓発に関すること。

（4）その他前条の目的を達成するためのリハビリテーション事業に関すること。

第2章 会員

（会員）

第6条 本会は、次の会員を置く。

（1）正会員 市川市内に勤務し、又は住所を有し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有している者。又は市外であっても以下の基準の①～②のいずれかに該当し、かつ理事会で承認を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有している者。

①市川市内での地域活動の貢献実績があり、今後も当会への貢献・支援希望がある。

②市川市内のご利用者に対しての実務が継続的にあり、当会への貢献・支援希望がある。

（2）賛助会員 本会の運営を援助する個人又は団体。

（入会）

第7条 前条第1号に規定する者が本会に入会しようとするときは、所定の入会申込書（様式第1号）に年会費を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する者が本会に入会しようとするときは、所定の入会申込書（様式第2号）に賛助会費を添えて、会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第8条 正会員は、本会の定める年会費（2,000円）を納入する。

2 賛助会員は、本会の定める賛助会費（年5,000円）を納入する。

(会員名簿)

第9条 会長は、会員氏名、住所、勤務先等を記載した会員名簿を作成し、事務局が保管する。

- 2 会員は、氏名、住所、勤務先等を変更したときは、所定の変更届（様式第3号）を速やかに会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、総会等の召集や運営に当たり必要な場合は、理事会の承認を得て、会員名簿を本会と協力関係にある団体に提供することができる。

(退会)

第10条 正会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第3号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を本会事務局に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1号の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 本人が退会を申し出たとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
- 2 賛助会員は、次の各号に掲げる場合に本会を退会する。この場合、第2号に掲げるときを除き、所定の退会届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。
- (1) 本人又は団体が退会を申し出たとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。

(除名)

第11条 会長は、本会の名誉を著しく傷つけ、又は、正当な理由なく会費を1年以上納入しないなど、本会則の規定を履行しない、若しくは、倫理に反する重大な行為があった会員を、理事会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

(休会)

第12条 休会を希望するものは、あらかじめ休会したい旨を会長に申し出て、所定の休会届に記入し、本会事務局に提出しなければならない。休会期間中の年会費は免除され、会員としての権利を行使できない。なお当該年度の年会費の納入をもって復会とする。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 15名以内
 - (6) 監事 2名
- 2 会長、副会長、事務局長及び会計は、理事として、理事の定数に含む。
- 3 理事及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選出する。
- 4 会長は、理事の中から互選する。
- 5 会長は、副会長、事務局長、会計を指名する。
- 6 副会長、事務局長及び会計は、兼務可能とする。

(職務)

第14条 役員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。また、副会長が2名いる場合は、あらかじめどちらか1名を職務代理者に指名する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の庶務を統括する。

- (4) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (5) 理事は、本会の業務を分掌し、正会員とともに事業を行う。
- (6) 監事は、本会の会計及び業務を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、任期の途中であっても、理事会の議決を経て、解任することができる。ただし、この場合、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 顧問

(顧問)

第17条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して、会長に必要な助言を与えるとともに、重要な会務について、会長の諮問に応える。

3 顧問は、総会及び理事会の議決に加わることはできない。

4 顧問への報酬は、年10,000円とする。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、役員をもって構成する。

3 第2項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ、関係者に対し会議への出席を求めるものとする。

第6章 総会

(召集及び開催)

第20条 総会は、定時総会と臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。

2 定時総会は、毎年1回開催する。

3 定時総会の方法(対面、オンライン、書面など)は、情勢に応じて理事会で決定する。

4 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(付議事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、総会で議決しなければならない。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 各会計年度の予算案
- (3) 事業計画
- (4) 本会則の変更
- (5) 本会の解散

2 次の各号に掲げる事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 各会計年度の決算
- (2) 会務及び事業報告
- (3) 寄付を受けた金品の収受及び使途
- (4) 基本財産の構成及び処分
(定足数及び議決要件)

第22条 総会の議長は、出席した正会員から1名選出する。

第23条 総会は、全会員の過半数の出席及び委任状により成立する。

第24条 会議の議事は出席者の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、本会則の変更及び本会の解散については、第11章に定めるところによる。

第7章 理事会

(召集及び開催)

第25条 会長は、必要な場合に、理事会を召集し、その議長となる。

- 2 理事の過半数又は監事の全員から理事会召集の要求があったときは、会長は、速やかに理事会を召集する。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(付議事項)

第26条 各条に定めるほか、次の各号に掲げる事項は、理事会で議決しなければならない。

- (1) 総会の召集及び総会に付議する事項
 - (2) 総会で承認された事項の執行に関する事項
 - (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 応急処分に関する事項
 - (5) 会計に関する事項
 - (6) 事業計画及び事業報告
 - (7) 寄付を受けた金品の収受及び使途
 - (8) 基本財産に関する事項
 - (9) 本会発展のための新規事業
 - (10) 総会の委任を受けた事項
 - (11) その他本会の運営に関わる重要な会務
- 2 会議の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8章 組織

(部局の設置等)

第27条 本会は、第5条に掲げる事業を行うため、正会員で構成する部局を置く。

- 2 部局の組織及び運営に関する必要な事項、並びに重要な職の任命については理事会の議決により別に定める。

(守秘義務)

第28条 会員は、部局の活動により得られた情報については、当該提供者が予め秘密であると表示した事柄については、部局での利用に限定するものとし、当該情報を秘密として保持しなければならない。

- 2 退会後や協議会の解散後も、当該情報を秘密として保持しなければならない。

第9章 会計及び財産

(会計)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第30条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 寄付金
- (4) 前年度の繰越金
- (5) その他の収入

第31条 各会計年度末の総収入から総支出を引いて残余があれば、繰越金として次会計年度の収入に編入する。

第32条 使途を決めて寄付を受けた金品は、その用途に用い、使途を決められていないものは、理事会の議決を経て使途を決める。

(会計監査)

第33条 各会計年度の決算は、監事の監査を経て、総会で報告されなければならない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第34条 当会は、公正で開かれた事業を推進するために、その活動状況、運営内容、収支書類等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第35条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第11章 会則の変更及び本会の解散

(会則の変更)

第36条 本会則を変更しようとするときは、理事会の発議により、総会の出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(本会の解散)

第37条 本会を解散しようとするときは、理事会の発議により、総会の出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第12章 補則

(設立年月日)

第38条 本会の設立年月日は、平成29年5月27日とする。

附則

(施行期日)

- 1 本会則は、平成29年5月27日より施行する。

(準備行為)

- 2 本会設立当初の会計年度は、第26条第1項の規定にかかわらず、本会の準備委員会の活動期間である平成29年3月21日から同月31日までを含む。

附則

- 1 本会則は、平成30年6月2日より施行する。

附則

- 1 本会則は、令和元年5月18日より施行する。

附則

- 1 本会則は、令和3年5月 日より施行する。